

【令和7年度】宮古市空き家等利活用補助金（解体撤去）について

次のとおり、空き家所有者が空き家を解体撤去する場合の解体撤去費用の一部を補助します。

補助金の申請を希望される方は、以下の内容をご確認の上、宮古市企画課企画創係までお問い合わせください。

1 申請受付期間について

令和7年度の申請受付期間は、令和7年4月1日から令和7年5月30日までとします。

なお、なお一次募集期間の申請受付および審査等の終了後、市の予算に残額が生じることとなった場合はあらためて募集を行うこととします。

2 補助金の交付要件について

補助金の主な交付要件は、以下のいずれにも該当する方です。

- 市内に空き家を所有している方又はその相続人であること（個人の所有に限られます。）
- 法定耐用年数を経過した空き家を解体撤去すること

法定耐用年数とは

・・・減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数のことを指します。具体例は以下のとおりです。

- ◆ 木造住宅の場合：22年
- ◆ 鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造住宅の場合：47年
- ◆ れんが造・石造・ブロック造住宅の場合：38年

3 補助金額について

補助金の額は、解体撤去工事費の1/3（千円未満の端数切捨て）が対象となります。

なお、**上限額は50万円**となります。

4 必要書類

申請に必要な書類は、以下のとおりです。

No	内容
(1)	補助金交付申請書
(2)	本人確認書類の写し（免許証やマイナンバーカードなど）
(3)	工事見積書の写し（工事内訳明細が分かるもの）
(4)	解体撤去を行う空き家の位置図
(5)	解体撤去を行う空き家の平面図
(6)	解体撤去を行う空き家の外観写真
(7)	他の相続人、共有者等の同意書（該当する場合のみ※）
(8)	解体撤去を行う空き家の用途、構造、建築年次及び権利関係を証明できる書類の写し

※同意書が必要な場合は、以下のとおりです。

- ① 申請者が空き家の相続人であり、他に相続人がいる場合
→ 他の相続人の全員から事業実施に関する同意書の提出が必要です。
- ② 空き家に抵当権を設定している場合
→ 抵当権設定者及び全ての権利者から事業実施に関する同意書の提出が必要です。
- ③ 空き家が共有である場合
→ 他の共有者の全員から事業実施に関する同意書の提出が必要です。

5 その他特記事項

補助金は予算の範囲で交付します。申請件数が予算範囲を上回る場合、以下の採点項目による点数上位の申請者から優先して補助金を交付するものとします。この結果、申請しても交付されない場合がありますのであらかじめご了承ください。

項目	5点	3点	1点	0点
申請者の所得・課税状況	住民税均等割非課税者	課税者で総所得100万円以下	課税者で総所得300万円以下	左記以外
空き家の劣化度	200点以上	100～199点	1～99点	0点
跡地活用方法	自己の居住等のため建物を新築	売却・譲渡・地主へ返却	左記以外で利用	活用予定なし
空き家の所在地	用途区域内	都市計画区域内	-	左記以外

※空き家の劣化度

・・・「住宅地区改良法施行規則」に規定する住宅不良度の測定方法に準じ市が判定します。

- 審査の過程で対象空き家への立入調査を実施することがありますので、調査時の立会等にご協力願います。
- 工事については、補助金交付決定後に契約を締結し、着工する必要があります。
- 工事については、令和8年3月10日までに完了する必要があります。

【お問い合わせ】 宮古市 企画課 企画創生係 (直通) 0193-68-9064